

# 広報はくば



2013  
Vol.438

3

3月6日～9日までの4日間、白馬ジャンプ競技場にてジャンプ競技の日本チャンピオンを決める『第91回全日本スキー選手権大会 スペシャルジャンプ競技』がSBC杯を兼ねて行われました。今回の大会は自衛隊の協力により助走路（インラン）の雪をすべて取り除いた夏使用（スノーチャイナ）での大会となり、助走路が夏仕様で着地斜面（ランディングバーン）が冬仕様（雪面）と世界的にも珍しい大会となりました。

大会には2012-13シーズンで日本人選手史上初のスキージャンプワールドカップ個人総合優勝を果たした高梨沙羅選手も7日のノーマルヒルから参戦し、早朝にもかかわらず会場は多くの観客と報道陣で盛り上がりました。

## 広報はくば

白馬村議会議員一般選挙について.....	2・3
水道メーター検針へのご協力をお願い.....	4
平成25年度狂犬病予防注射のお知らせ.....	5
平成25年度税金等の納期について.....	6
白馬村・河津町姉妹都市提携30周年記念事業報告.....	11

## 館報はくば

はくば塾終了しました.....	1
さんかく君だより.....	2
図書館だより.....	3

# 白馬村議会議員 投票日は4月21

## 投票できる人

投票できる人は、選挙人名簿に登録されている次の人です。

- 年齢 投票日に満20歳以上の人(平成5年4月22日までに生まれた人)
- 住所 平成25年1月15日までに白馬村への転入届が済んでいて、投票日あるいは期日前投票をした日まで引き続き村内に住所がある人

## 投票時間など

- 投票日 4月21日(日)
- 投票時間 午前7時から午後8時まで
- 投票所 投票所入場券に記載されている場所
- 開票所 役場2階会議室

## 期日前投票

投票日当日に仕事や用務がある場合、選挙期日前であっても、選挙期日と同じ手続きにより投票を行うことができる制度です。

- 投票できる人 選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる人
- 投票期間 4月17日(水)から4月20日(土)まで
- 投票時間 午前8時30分から午後8時まで
- 投票場所 役場204会議室
- 持ち物 投票所入場券をお持ちください

## 選挙公報

選挙公報は4月17日(水)に各世帯へ郵便により発送するほか、行政ホームページにも掲載予定です。

## 不在者投票(滞在先の市区町村での投票)

仕事先、旅行先などで村外に滞在している場合、白馬村以外の市区町村選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

## ①投票用紙の請求

「宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入し、白馬村選挙管理委員会まで請求してください。(直接当事務局にお越しいただき請求することもできます。)

※選挙期日の告示(平成25年4月16日)前でも受付しています。

## ②投票用紙受領後の注意点

告示日後に、「投票用紙」「不在者投票封筒(内・外)」「不在者投票証明書」を郵便書留で送付しますので、受け取られましたら下記の期間(早急)に最寄りの市区町村の選挙管理委員会にお出かけください。

このとき、先に投票用紙等に記入したり、「不在者投票証明書」を開封すると無効となってしまいますのでご注意ください。

「投票用紙」等と共にお送りする投票方法の説明に従って投票してください。

## ③最寄りの市区町村での投票

### 期間及び時間

4月17日(水)から4月19日(金)  
午前8時30分から午後5時まで

(時間、場所については、各市区町村の選挙管理委員会へお尋ねください)

## ④投票用紙の返送

投票手続きの済んだ投票用紙は市区町村の選挙管理委員会が白馬村へ返送します。この投票用紙は、投票日当日、閉鎖時刻までに定められた投票所に到着しなければなりません。郵送には日数がかかりますので、請求や投票の手続きはお早めをお願いします。

## 不在者投票(病院や老人ホームなどでの投票)

指定病院や指定老人ホームなど、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した施設や法令で定められた施設(監獄など)に入院・入所中であれば、その施設で不在者投票ができます。投票用紙などの請求は、施設の長などを通じて行いますが、自分で直接請求することもできます。



# 一般選挙 日①です

任期満了に伴う白馬村議会議員一般選挙は、4月16日告示、4月21日に投開票が行われます。

村民の代表を選ぶ村議会議員選挙は、私たちにとって最も身近で大切な選挙です。皆さんそろって投票に行きましょう。

また、立候補者や選挙運動員はもちろんのことですが、有権者一人ひとりが正しい選挙知識を身につけ、グリーンな選挙を実現しましょう。

## 不在者投票（郵便等による投票）

身体障害者手帳などをお持ちの方は、右表に該当する場合、自宅などで投票できます。

※この制度を利用して投票するためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けなければなりません。交付申請の際には、右表の手帳を提出していただく必要がありますので、まずは選挙管理委員会までお問い合わせください。

※「郵便等投票証明書」の交付を受けた方からの投票用紙等の交付請求期限は、平成25年4月17日（水）までとなります。

郵便等による不在者投票の対象者

対象者	傷病名	障がいの程度
身体障害者手帳の交付を受けている人	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級か2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級から3級
	免疫・肝臓の障がい	1級から3級
戦傷病者手帳の交付を受けている人	両下肢・体幹の障がい	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症から第3項症

対象者	区分
介護保険の被保険者証の交付を受けている人	要介護5

代理記載制度の対象者（代理人が投票用紙に記載することができる）

対象者	傷病名	障がいの程度
身体障害者手帳の交付を受けている人	上肢または視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳の交付を受けている人	上肢または視覚の障がい	特別項症から第2項症

## 正しい選挙運動を

選挙運動ができるのは、立候補の届出が受理されてからです。それ以前の選挙運動は一切することができません。また、公職選挙法により禁止されている運動は次のとおりです。

### ○戸別訪問

各家庭や会社などを回って特定の候補者に投票するように頼んだり、選挙運動のために各家庭に演説会の開催を知らせたり、候補者の氏名や政党名などを言い歩くことは禁止されています。

### ○飲食物の提供

選挙事務所などでは、運動員に通常用いられる茶菓子や限られた金額と数量の弁当以外の飲食物を出すことは禁止されています。

有権者が陣中見舞いに酒やビールを選挙事務所に持っていくことは違反になります。

選挙事務所などで、お茶代わりに酒やビールを出すことも禁止されています。

### ○買収供応・選挙妨害

選挙運動のために買収をしたり、ご馳走をしたりされたりすることは違反です。

候補者についてのデマをとばすこと、候補者や選挙人、運動員を脅したり、演説や集会を妨害したり、選挙ポスター、看板などを破損し、運動を妨げることは禁止されています。

### ○寄付の禁止

公職の候補者または公職の候補者になろうとする者は、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもっても寄付をすることはできません。

違反のない明るい選挙を実現しましょう。

## 選挙日程

4月 3日(水)	立候補予定者説明会(13:30から)
4月 9日(火)	届出書類事前審査(9:00から10日まで)
4月15日(月)	選挙人名簿登録基準日・登録日
4月16日(火)	選挙告示日、立候補届出、選挙運動開始
4月17日(水)	期日前投票開始
4月18日(木)	選挙立会人届出最終日
4月20日(土)	期日前投票最終日
4月21日(日)	選挙期日・投開票
4月22日(月)	当選証書付与



# —水道メーター検針へご協力をお願い—

水道のメーター検針が、4月上旬より始まります。検針期間は毎月おおむね15日～22日が検針期間となります。検針員がお伺いして検針を行っているお宅につきましては、検針がスムーズに行われますよう、メーターボックスまわりの確認をお願いいたします。



メーターボックスの上に車が停めてあったり、植木鉢などが置いてありませんか？  
→検針の妨げになりますので、移動をお願いします。

犬を放し飼いにしていますませんか？→出入口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。

ボックス内に落ち葉や泥水がたまっていますませんか？→時々点検してきれいにしておいてください。

増改築などの際、メーターが床下や見えにくい位置にならないようお気を付けてください。

水道メーターの検針により、お客様の使用水量を決定します。(使用料金に反映されます。) また、検針時の異常な使用水量により、漏水発見につながることもあります。メーターの指針を正しく読めるよう、ご協力をお願いします。

今年は多量の残雪が予想されます。ボックス周辺の除雪をお願いします。

## —春の引越しシーズン、上下水道のお届けも忘れずに!!—

引越しの際には、水道料金・下水道使用料の精算が必要です。引越しの予定日が決まりましたら、お早めに役場建設水道課へお知らせください。各種のお申し込みはお電話1本でできます。ご連絡をいただかないと、水道を使っていなくても基本料金等が発生する場合がありますので、必ずご連絡をお願いします。

### (1) 引っ越してきたとき

〔上下水道の使用開始申し込み〕

引越しの3～4日前までに、役場建設水道課窓口・またはお電話にて上下水道使用開始申し込みの旨をお伝えください。

#### <お届けいただく内容>

ご住所・お名前・電話番号／上下水道の使用を開始する日

### (2) 引っ越していくとき

〔上下水道の使用中止申し込み〕

引越しの3～4日前までに、役場建設水道課窓口・またはお電話にて上下水道の使用をやめる旨をお伝えください。

#### <お届けいただく内容>

ご住所・お名前・電話番号／精算日(上下水道の使用をやめる日)  
引越し先のご住所／精算方法(口座振替、引越し先への請求書送付など)

◎白馬村内へお引越しの場合は口座振替の継続ができます。ご希望の方はお届けの際にお知らせください。

◎精算は、お客様からのお届け制です。お届けがないと、上下水道のご利用がなくても基本料金等の請求が継続しますので、お気をつけ下さい。

### (3) その他の変更があったときもお届けをお願いします。

#### ■水道使用者や所有者の名義を変えるとき(名義変更)

建物の相続・売買などで上下水道設備の「所有者」名義が変わるときは、書面での届けが必要になります。(届出用紙は建設水道課窓口でご用意しております)

#### ■請求書等の送り先を変えたいとき

役場建設水道課窓口・またはお電話にてお伝えください。

お問い合わせは…建設水道課上下水道係 【TEL85-0714】



# 不法投棄及び野外焼却は法律で禁止されています!

## 不法投棄とは…

- 正当な理由なく、みだりにごみを捨てること。
- 粗大ごみや空き缶、ペットボトル、紙くずなどちょっとした家庭ごみのポイ捨ても不法投棄にあたります。
- 明らかに粗大ごみや家電5品目(テレビや洗濯機など)と分かるものを地区集積場に出すことも違反行為です。

## 野外焼却とは…

- 法律で定められた焼却設備を用いなくてごみを燃やすこと。
- ドラム缶や一斗缶での焼却、ブロックや鉄板などで囲っての焼却、地面に穴を掘っての焼却などが野外焼却にあたります。

## 例外として認められているもの

伐採した草木の焼却、凍結防止のためのワラなどの焼却、どんど焼きなどの焼却、たき火や田畑のあぜ焼きなど

## ●不法投棄されたごみの一例



【道路脇に投棄されたタイヤ】



【山林に投棄された家庭ごみ】



【地区集積場に出された粗大ごみ】

## 罰則

不法投棄、野外焼却を行った場合もしくは行おうとした場合、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金(法人の場合は3億円)、又はこの両方が科せられます。

※白馬村でも毎年数件の該当事例が発生しています。

**! 不法投棄・野外焼却を発見した場合は直ちに通報してください!**

白馬村役場環境課 72-5000 もしくは 北安曇地方事務所環境課 23-6563

## ●4月の松川端粗大ごみ・リサイクル物集積場開設日

**期 日** 14日(日)、28日(日)

**時 間** 午前9時～正午

※引越等により、やむなく上記より前に粗大ごみを出したい場合は、役場環境課までお問い合わせください。

# 平成25年度狂犬病予防注射のお知らせ

犬の飼い主の方には、「生涯一度の登録と、毎年一回4月1日から6月30日までに狂犬病予防注射を受けさせる」ということが法により定められています。

《注射日程》

期日	場所	開始	終了
4月16日(火)	1 深空基幹センター	9:00	9:20
	2 エコーランド体育館前	9:30	10:10
	3 八方文化会館前	10:20	10:40
	4 落倉公民館前	10:55	11:10
	5 新田公民館前	11:25	11:40
	6 森上駅前	11:50	12:00
	7 白馬村役場前	13:00	13:30
4月17日(水)	1 白馬村役場前	9:00	9:30
	2 佐野生活改善センター前	9:45	10:00
	3 沢渡公民館前	10:10	10:20
	4 堀之内公民館	10:30	10:40
	5 神城多目的集会施設	10:50	11:10
	6 飯森公民館前	11:20	11:35
	7 平川公衆トイレ駐車場	11:45	12:00



平成25年度は左記の日程で狂犬病予防注射を行います。左記のいずれの場所でも注射は受けられますので、注射料金と事前に届くハガキをご持参のうえお越しください。新規登録もその場で可能です。

### 料金

注射料金3,220円(予防注射2,670円+済票550円)  
 ※新規登録の場合は、注射料金とは別に登録料3,000円がかかります。  
 ※万が一、飼犬が亡くなっている場合はお手数ですが、役場住民課までご連絡ください。

◆お問い合わせは…

白馬村役場環境課 (Tel:72-5000)



# 平成 25 年 4 月から 難病等の方々が障害福祉サービス等の 対象となります

平成 25 年 4 月に施行される障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等の方々が加わります。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等※の受給が可能となります。

※ 障がい児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。  
障がい児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

**対象者** 対象疾患による  
障がいがある方々

※対象疾患についての詳細  
は住民福祉課に直接お問  
い合せください。

**手続き** 対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）を持参の上、住民福祉課窓口へ支給を申請してください。  
その後、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることとなります。

詳しい手続き方法などについては、住民福祉課窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 白馬村住民福祉課福祉係 ☎72-5000

## 福祉医療の変更手続き お忘れなく

福祉医療制度は、白馬村に住所のある乳幼児等、重度の障がいをお持ちの方、母子・父子家庭の方などが医療機関等に支払った自己負担金を助成する制度です。

就職、転職等で保険証の変更や、金融機関の変更には手続きが必要ですので、住民福祉課までお越し下さい。

お問い合わせ先 白馬村役場 住民福祉課福祉係福祉医療担当 ☎72-5000

## 税金等の納期について

平成 25 年度の税金・各種料金等の納期限は右のとおりです。納付については納め忘れのない口座振替をできるだけご利用いただき納期内納付に心がけましょう!

### 3 月の税・料金等の納期限

3 月納期の税金・保険料は下記のとおりです。納期限に遅れないように納めましょう。口座振替にされている方は 3 月 21 日にそれぞれ振替となります。前日までに残高の確認をお願いします。

3  
21

国民健康保険税 第 10 期  
後期高齢者医療保険料 第 8 期

平成 25 年度 納期一覧表

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	上下水道料金	下水道受益者負担金	保育料	入所負担金
4 月 15 日～25 日	-	①	-	-	-	○	-	○	○
5 月 15 日～27 日	-	-	①	-	-	○	-	○	○
6 月 20 日～7 月 1 日	①	-	-	①	-	○	○	○	○
7 月 15 日～25 日	-	②	-	②	-	○	-	○	○
8 月 15 日～26 日	②	-	-	③	①	○	-	○	○
9 月 15 日～25 日	-	-	-	④	②	○	○	○	○
10 月 15 日～25 日	③	-	-	⑤	③	○	-	○	○
11 月 15 日～25 日	-	-	-	⑥	④	○	-	○	○
12 月 15 日～25 日	-	③	-	⑦	⑤	○	○	○	○
1 月 15 日～27 日	④	-	-	⑧	⑥	○	-	○	○
2 月 15 日～25 日	-	④	-	⑨	⑦	○	-	○	○
3 月 11 日～24 日	-	-	-	⑩	⑧	○	○	○	○

※5 月の軽自動車税口座振替日は 5 月 20 日となりますのでご注意ください。(軽自動車税以外の税・料金は 27 日振替です)



# 白馬村健康づくり推進協議会 公募委員募集中

村では、保健活動の推進を図るため、「白馬村健康づくり推進協議会」を設置します。

この協議会では健康増進法に基づく「白馬村健康づくり推進計画」を策定します。

そして、「白馬村審議会等の委員公募要綱」に基づき、村民の方からも委員に加わっていただくこととし、このことについて積極的な意見を述べていただける方を募集していますので、村民の皆さんからの応募をお待ちしております。

## 募集の概要

- 1 募集人数 2名
- 2 任期 委嘱の日から2年間（概ね平成27年3月末日まで）
- 3 開催回数 年3回程度（場合によっては若干回数が増えることも承知してください）
- 4 報酬費等 会議に出席いただいた場合には、村が定める報酬額をお支払いします。
- 5 その他 会議は平日で、1回概ね2時間程度を予定しています。

## 応募要領

### 1 応募資格 次の(1)から(3)の、いずれの要件にも該当する方

- (1) 白馬村に住所登録している20歳以上（平成25年4月1日現在）の方
- (2) 他の審議会等の公募による委員に選任されていない方
- (3) 行政区に加入しているなど、地域活動に積極的に参加している方

### 2 応募方法

#### 申込手続

次の書類を白馬村役場住民福祉課に持参、郵送、FAX又はe-mailにより提出してください。  
◆応募申込書（必要事項を記入してください。）  
→健康づくりについて、あなたのご意見やご提案等を必ず応募申込書に記述してください。

#### 受付期間

平成25年3月18日(月)～4月10日(水)  
《郵送する場合》4月10日(水)までの消印のあるものに限り受付します。  
《持参する場合》期間中の受付は、午前8時30分～午後5時15分までです。  
なお、土、日曜日及び祝日は閉庁のため、受付できません。  
《FAX、e-mailで提出する場合》4月10日(水)午後5時00分までに送信願います。

### 3 応募申込書の入手方法

- (1) 白馬村役場住民福祉課で入手できます。
- (2) 白馬村行政公式ホームページの行政計画内の「健康増進計画」で、応募申込書様式等をダウンロードできます。

### 4 選考方法

提出された「応募申込書」により選考を行います。なお、応募者多数の場合には、白馬村審議会等の委員公募要綱第7条の規定に基づき、選考委員会により選考します。

### 5 選考結果の通知

平成25年4月下旬（予定）に、郵送により本人あて通知いたします。

お問い合わせは… 白馬村役場住民福祉課 ☎85-0713

## 地域抱括支援センターだより

### よりえ プラザ

白馬村では、NPO法人健學塾に委託し、高齢者の生きがいづくり、介護予防を目的とした通所サービスを行っております。

場 所：ふれあいセンター2階  
曜 日：木・金曜日（週1回の利用が原則です）  
時 間：10時～14時  
利用料金：1000円（食事、送迎料含む）

見学大歓迎!! 送迎も対応します  
半日のみの利用も可能です。



65才以上の方で出掛ける機会を求めている方なら誰でもご利用できます!! ご連絡をお待ちしております。

お問い合わせは… 白馬村地域抱括支援センター ☎72-6667



# 平成25年度の 温泉施設利用券を 受け付けています！

平成25年4月から使用する温泉施設利用助成券の交付申請を受け付けています。  
交付を希望される方は、申請書にご記入の上、役場住民福祉課までご提出ください。利用券は後日郵送します。  
なお、申請書の用紙は、役場住民福祉課窓口又は登録した温泉施設にあります。

## 1 助成の目的

入浴により外出機会を増やすことで、介護予防につなげ、在宅福祉の充実を図ります。

## 2 助成の方法

温泉入浴料の助成を希望する方に、申請書の提出により、入浴1回につき400円の利用券を交付します。

利用券の交付枚数は、一年度(4月から翌年3月まで)12回分を交付します。なお、年度途中の場合は、申請した月も含め、残りの月数に1枚の割合で交付します。

## 3 利用券交付対象者

白馬村に住民票のある、次のいずれかに該当する方が、利用券の交付を申請できます。

- (1) 65歳以上の方
- (2) 身体や精神等に障がいのある方(手帳保持者)
- (3) 母子家庭、父子家庭等の小学生以下の方

※助成対象者が属する世帯に村税・上下水道料金等を滞納している方がいる場合には利用券は交付できません。

## 4 利用券の利用方法

利用券1枚と、入浴料金から400円を差し引いた金額を、登録を受けた温泉の窓口で支払います。

回数券の購入や併用、入浴割引と重複した使用はできません。

## 5 利用できる温泉

公衆浴場の許可を受けてあり、村に登録した温泉で利用券が使えます。

2月20日現在、以下の9か所の温泉が登録しています。

- ◆ 白馬八方温泉 …… みみずくの湯・おびなたの湯・  
第一郷の湯・第二郷の湯
- ◆ 白馬ハイランドホテル 天神の湯
- ◆ ホテル五龍館 ◆ あぜくら山荘
- ◆ 白馬かたくり温泉 十郎の湯
- ◆ 塩の道温泉 岩岳の湯(冬季、7～8月営業)

## 6 お問い合わせ

白馬村役場住民福祉課福祉係 電話：85-0713

## 「春の全国交通安全運動が始まります」

広く村民に交通安全の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的として、次のとおり春の全国交通安全運動が実施されます。

- 期間：平成25年4月6日(土)～4月15日(月)
- スローガン 「信濃路は ゆとりの笑顔と ゆずりあい」
- 運動の重点

基 本 「子どもと高齢者の交通事故防止」

全 国 重 点 ・ 自転車の安全利用の推進

- ・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・ 飲酒運転の根絶

長野県重点 ・ 横断中・歩行中の交通事故防止



村内では昨年12月28日に交通死亡事故が発生し、「交通死亡事故ゼロ」継続日数は1,788日で途絶えてしまいました。交通事故は被害者だけでなく、家族や加害者にも大きな苦痛と損害を与えます。

**交通安全はあなたが主役です。交通ルールを守り悲惨な交通事故を防止しましょう。**

白馬村・白馬村交通安全協会





## 子どものメンタルヘルス

子どもたちのこころは、成長とともに大きく揺れ動くことがあります。ときには、気持ちが不安定に見えたり、何を考えているのかわからなくなったりすることもあるでしょう。

そうした状態が正常な成長の中で見られる一時的なものであることも多いのですが、実は背後にこころの病気が隠れていることもあるのです。



## こころのSOSサインに気づく

悩みやストレスが大きくなって、こころがダウンしそうなとき、様々なサインが現れます。とくに、こころのSOSは睡眠、食欲、体調、行動の4つの面に出てくることが多いでしょう。

「今まではこんなことなかった」「どうも普段の様子と違う」など、いつもと違うことへの気づき大切です。次のようなサインが続いているようなら、子どもから話を聞いてみましょう。そして、つらい症状が続いている場合は、専門家に相談してみることをお勧めします。

睡眠	<b>よく眠れること、十分な睡眠はこころの健康にとって大切です。</b>
	寝つけない、夜更かししている、朝起きるのが辛そう・起きられない、睡眠のリズムの乱れ、眠れない、寝すぎる
食欲	<b>ストレスやこころの病から食欲に影響が及ぶことがあります。</b>
	食欲がない・食べる量が減った、食べ過ぎる、炭水化物をほしがる（ごはん・菓子） 急に痩せたり太った、体重をととても気にする
体調	<b>こころの病気も、最初は体調に出てくることがよくあります。</b>
	だるそう、疲れている、元気がない、顔色が悪い、腹痛・頭痛・めまい・吐き気などを訴える
行動	<b>本人よりも周囲が気づきやすいのが行動面のサインです</b>
	学校に行きたがらない、引きこもりがちになった、友達と遊ばなくなった、身だしなみにかまわなくなった、無口になった、挨拶をしなくなった、何度も同じ動作や行動を繰り返す、気持ちが抑えられず暴力をふるう、長い間ぼんやりしている表情が変わらず感情面での反応が少なくなった、話が支離滅裂、独り言をいう

以上のようなサインがあるからといって、必ずしもこころの病気とは限りません。ただ、これまでなかったのに、このようなサインが見受けられるようになった場合や、長く続くような場合は、それはこころのSOSなのかもしれません。

こころの病気は、多くの場合、早期に治療するほど回復も早くなるといわれています。ですから子どもの「いつもと違う」サインをキャッチしたら、早めに専門家に相談してみましょう。

資料：厚生労働省ホームページ「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」



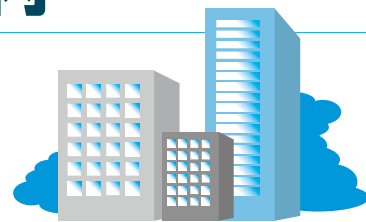
# 不動産評価等の無料相談会のご案内

不動産評価に関する無料相談会を開催いたしますので、お気軽にお出かけください。

## 【開催日時及び会場】

平成25年4月2日（火）午前10時～午後4時 長野市役所第2庁舎10階17会議室

平成25年4月4日（木）午前10時～午後4時 松本市役所本庁舎4階第2応接室



共催：一般社団法人長野県不動産鑑定士協会  
公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会  
後援：国土交通省・長野県

お問い合わせ先

(社)長野県不動産鑑定士協会  
TEL026 - 255 - 5228

## 住民の皆様へ

県内では今年に入り、特殊詐欺が多発しています。特に以下の詐欺が県内において多発し、多大なる被害が出ています。住民の皆様は十分に気を付けてください。

### 【詐欺の手口】

- ①『必ず儲かる詐欺』…知らない会社からパンフレットが届き、電話がくる。または、株や社債、外国通貨等の購入を勧め、レターパックや小包等で現金を送らせるといった手口。(現金書留以外の方法で現金を送るのは違法です)
- ②『受取型詐欺』…警察官や銀行協会職員等を名乗って電話がくる。または、自宅まで訪問し、現金やキャッシュカードを預かるといった手口。**特に警察官や、銀行協会職員が現金やキャッシュカードを預かるといったことはありませんので、気を付けましょう。**

少しでもおかしいと思うことがありましたら、役場(総務課)、松本消費生活センター、又は最寄りの警察署・交番に相談しましょう。

## オリンピックの舞台から眺める夜景



白馬ジャンプ競技場を会場として、2月10日に『2013 スキージャンプ子どもの日』が開催されました。このイベントも今年で2回目。村内外から、大勢の親子連れの皆様にご参加いただきました。特設ミニジャンプ台で行われたジャンプ大会は大いに盛り上がり、ランディングバーンで行われた雪上運動会では、子どもだけでなく、お父さんお母さんも元気に雪上を駆け抜けていきました。

また『雪恋まつり』が開催されていました2月8日から16日の期間、リフトのナイター営業が行われました。これは平成4年にジャンプ競技場が建設されて以来、初の試みで、営業中は助走路部分がライトアップされたほか、道路や通路など会場内はペットボトルキャンドルで彩られました。



↑スキージャンプ子どもの日の様子。当日はゆるキャラも登場！



↑「雪恋まつり」中、ジャンプ台から白馬の夜景を望む



# 河津桜まつり行き

## 白馬村民号 河津町を訪問

### 姉妹都市提携 30周年を記念して河津町を訪問

白馬村は、昭和57年7月に静岡県河津町と姉妹都市提携を調印しました。今年度、この提携が30周年を迎えることから、村では2月19日から20日にかけて記念事業「河津桜まつり行き白馬村民号」を実施しました。この村民号には村民85名が参加し、河津桜まつりが開催されている河津町の彩りや賑わい、一足早い春の暖かさを感じながら、河津町民との交流を深めてきました。



### 河津町長をはじめ多くの町民の方々が出迎え

雪が降る天城峠を越えて河津町に到着すると、町長をはじめ多くの町民の方々が出迎えてくださいました。そこでは歓迎式も開催され、太田紘熙村長と相馬宏行河津町長は、両町村の30年間にわたる交流を振り返りながら、今後もより一層親善友好を深めていくことを確認しました。



### 到着日、河津桜の開花を宣言

今年の河津桜は、天候の影響により例年に比べて10日程度開花が遅れていましたが、村民号が河津町に到着した日、河津桜の開花が宣言されました。河津桜は2～3分咲きでありましたし、到着日はあいにくの雨でありましたが、河津桜の原木や河津川沿いの桜並木など、河津町民の案内のもとで薄いピンク色に染まり始めた河津桜を鑑賞することができました。



### 民宿組合のおもてなしを受けた夕食交流会

今回は、今井浜民宿組合の皆さんが村民号を受け入れてくださいました。9つの民宿に分かれて宿泊することとなりましたが、夕食は見高浜公民館一会場で夕食交流会を設定していただきました。夕食交流会では、テーブル一杯に民宿の方々が持ち寄った手料理が並び、参加者は、テーブルに並ぶ料理のことや、それぞれの暮らしなどについて、民宿の方々とのお話を花を咲かせていました。

河津町での滞在は限られた時間でありましたが、二日目には天候に恵まれたこともあり、参加者は一足早い春のぬくもりの中で、河津町の方々のおもてなしを受けながら、姉妹都市河津町を知り、河津町の皆さんと交流を深めることができました。

### 参加者から「河津桜まつり行き

静岡県河津町との姉妹都市提携30周年白馬村民号に参加させていただきました。私は、これまでに河津町を5回訪問したことがありますが、河津桜を觀賞するのは今回が初めてでありました。寒気のいたずらで河津桜は2分咲き、相馬町長からは「今日、開花を宣言した」とお聞きしました。到着日はあいにくの雨でありましたが、大勢の方々にお出迎えとご案内をいただき、とても嬉しく、温かさを感じました。河津桜はどの木もつぼみが膨らみいつでも開花できるよう準備が整っており、ピンク色に染まった桜はとてもきれいでした。また、桜を觀賞する道中で、時間外にもかかわらず特別に見せていただいた峰温泉の大噴湯には感激しました。

夕食交流会では、民宿の奥様方の見事な手料理がテーブル一杯に並んでいました。下田からこの日のために取り寄せていただいたという大きな金目鯛の煮付けをはじめ、とてもおいしくいただきました。奥様方とのお料理や日々の生活などの話は時間を忘れてしまいました。

わが家では、17年前の家族旅行の時に大滝をバックに撮影した写真を今でも部屋に飾っています。子供は、小学校の時に修学旅行でお世話になっていますし、最近では孫を連れて河津町を訪問したこともあります。いつ訪れても、河津町は四季折々を楽しむことができる魅力あふれる町だと感じます。

お世話になり、楽しい交流をありがとうございました。(60代女性)

### 白馬村民号に参加して」



私が勤める道の駅白馬では、新事業として姉妹都市との特産品交流に取り組み始めたところです。今年が姉妹都市提携30周年だとは何かの縁でしょうか。白馬村民号には、以前に特産品交流についてお話をさせていただいた河津町役場やJ農産加工直売所の方々、河津桜観光交流館へもご挨拶ができればと思い、仕事半分で参加させていただきました。

旅行の合間を見て短い時間ではありましたが、それぞれの方にご挨拶することもできましたし、その際に仕入れたニューサマーオレンジドリンクと夏みかんサワーも店頭に並び、よい交流を始めることができそうです。

今回は仕事が半分でありましたが、新婚旅行以来となる夫婦旅行ができたことはよい思い出になりました。家内とは、次は桜が満開の時に訪れようと話をしたところです。

最後も仕事の話になってしまいましたが、白馬村では、隔年で河津町の産業まつりに参加しています。平成25年10月に開催される河津ふれあいまつりには、白馬村の特産品を持参して参加できることを楽しみにしています。(40代男性)



# はくば

## 平成24年度はくば塾終了しました！

今年度も白馬で活躍されている方々を講師に迎え、下記10講座を開催しました。

ご多忙中の所お話頂きました講師の皆さん、来場者・参加者の皆さん、そして要約筆記のボランティアを務めて頂きました「ころぼっくる」の皆さんには、この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。来年度の公民館講座や各教室のお知らせは4月の中旬頃を予定しております。来年度も大勢の皆様のご来場をお待ちしております。

- ◆第1回『味噌作り学習』 白馬村味噌漬物生産組合の皆さん
- ◆第2回『緊急時の対応とAEDの使い方』 北アルプス広域北部消防署
- ◆第3回『法というものの考え方』 扇田孝之氏
- ◆第4回『アーネスト・サトウと武田久吉』 金子靖夫氏
- ◆第5回『白馬ジャンプ競技場～地域資源の再発見～』  
ジャンプ競技場スタッフの皆さん
- ◆第6回 第1部 講演『大糸線の歴史』 田中欣一氏  
第2部 座談会『大糸線と共に歩んだ白馬の80年』  
コーディネーター 扇田孝之氏  
パネリスト 田中欣一氏・山田金人氏  
伊藤直氏・工藤千恵氏
- ◆第7回『野沢菜漬け』 白馬村味噌漬物生産組合の皆さん
- ◆第8回『そば打ち教室』 福島利文氏 福島政男氏
- ◆第9回『心と身体のバランスのととり方～楽しい毎日のために～』  
河合秀治氏
- ◆特別編『白馬の歩み～年表から歴史を振りかえる～』 田中欣一氏

2013.3.18

Vol. **454**

白馬村公民館

館長 太田洋一

Tel.0261-85-0738

Fax.0261-72-7001

### はくば塾の様子



味噌作り (第1回)



救命処置の基礎を学ぶ (第2回)



練習に来ていた竹内選手と (第5回)



大糸線80年を振り返る (第6回)



そば打ちは難しい! (第8回)



健康について学ぶ (第9回)

深刻な問題です。

1人で悩まずに相談  
しましょう。



## 『デートDV』って知っていますか？

『DV(ドメスティックバイオレンス)』は聞いた事があると思いますが、夫婦間で振るわれる暴力の事をいいます。『デートDV』とは結婚していない男女間での暴力の事で、大人だけでなく高校生、大学生などの若者の間にも同様な事が起こっており、テレビでも取り上げられています。身体への暴力だけでなく、相手を思い通りに動かすために行われるあらゆる種類の暴力を指します。

1. 身体的暴力:相手に向かって物を投げる、たたく、髪の毛を引っ張るなど
2. 言葉の暴力、精神的暴力:汚い言葉を使う(バカ、ブスなど)、相手を否定・批判する  
相手の携帯電話のチェックや、アドレスを消したりする、無視するなど
3. 性的暴力:合意のない性交渉など
4. 経済的暴力:お金を貢がせるなど

なぜ、このような事が起こるのでしょうか。1つ目は「力と支配」が起こっていて、力を持つ人は持たない人を力で押さえつけて支配していいと間違った認識を持っているため。2つ目は、「暴力を容認する意識」を持っていて、男性が命令したり、攻撃的な言動をしたりするのは男らしいという誤った意識があること。3つ目はジェンダー・バイアスです。ジェンダーとは男らしさ、女らしさといった社会的に作られた性別で、バイアスは偏見です。毎日の生活の中でジェンダー・バイアスを見たり、聞いたりして影響を受けています。男らしさ、女らしさとは何かを改めて考え、暴力で相手を押さえつけるのではなく、お互いにコミュニケーションを取り合い、尊重し合える関係を築きましょう。

DV、デートDVは犯罪です。暴力では何も解決にはなりません。困った時は、1人で悩まず相談して下さい。

相談窓口: 男女共同参画センター あいとぴあ 0266-22-8822

女性相談センター 026-235-5710

その他の相談窓口は長野県のホームページに掲載してありますのでご利用下さい。

[http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/danjo/mado/mado\\_1.1.htm](http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/danjo/mado/mado_1.1.htm)

**男女共同参画社会とは・男女が性別により差別されたり、固定的な役割が強制されたりすることなく、一人ひとりの個性と能力が十分活かされた誰もが住みやすい社会です。**

男女共同参画についてのご意見等をお寄せ下さい。ご相談もお聴きします。  
お問い合わせは… 白馬村役場総務課:男女共同参画係 ☎ 72-5000 (内線 1211 番)

図書館の おやすみ	・月曜日 祝日 ・毎月 最終金曜日（館内整理休館日） →祝日と重なる場合、休館日が変更となります。 ・その他 やむを得ず、臨時休館・臨時閉館する場合があります。
図書館の 開館時間	午前9時～午後6時

## —蔵書点検がおわりました—

2月22日(金)から、3月6日(水)まで、蔵書点検のため、休館させていただきました。ご協力ありがとうございました。

長い間貸し出されたままになっている図書も多数あります。お手もとに、借りたままになっている図書はありませんか。図書館だより2月号を参考に、ご確認ください。

## —新着図書案内—

この他の新着資料については、ご家庭のパソコンで検索と在庫状況の確認ができます

### 【一般】

書名	著者名	分類
夢を実現する発想法 — i P S細胞×はやぶさ—	川口 淳一郎/山中 伸弥	289ヤ
日本百名山データBOOK—人気ルートガイドと基礎データを網羅—		291ニ
男の子ママのためのかっこいい!通園&通学グッズ	石川 ゆみ ほか	594オ
名作うしろ読み	斎藤 美奈子	908サ
父 水上勉	窪島 誠一郎	910ク
夢を売る男	百田 尚樹	Fヒ
望郷	湊 かなえ	Fミ
かわいい自分には旅をさせよ	浅田 次郎	914ア
KURA SPECIAL EDITION 信州の教育 VOL. 2 ふるさとを学ぼう		N370ク

### 【児童書・絵本】

書名	著者名	分類
アリゲールデパートではたらく	植垣 歩子	Eウ
チョコレート屋のねこ	アン・モーティマー	Eモ
ともだちをさがそう、ムーミンとロール	トーベ・ヤンソン/ラルス・ヤンソン	Eヤ

#### すきすきパパ

ベルナルド・カルヴァーリヨ【絵】

分類 Eカ

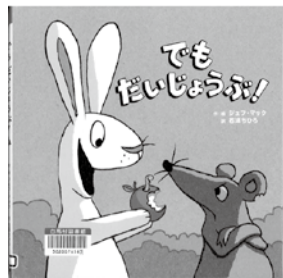


きみのためなら、パパは何にだってなれる。きみがいるから、パパは何だってできる。パパと子どものかけがえない幸せな時間を描いた絵本。

#### でもだいじょうぶ!

ジェフ・マック【作・絵】

分類 Eマ



もののみかたしで、さいあくはさいこうにかわる! ポジティブうさぎとネガティブねずみのドタバタげき。

### 【視聴覚資料 (DVD)】

ザ・ラストラン キハ52大糸線 全2巻	みんなだいすきドナルド!
みんなだいすきグーフィー!	ミッキー、ドナルド、グーフィーのスポーツファン
ミッキーのギャグ・ファクトリー	ドナルドのギャグ・ファクトリー
ハロー! チップとデールがやってきた!!	チップとデール 森は大さわぎ!

DVDソフトは、一人3点まで3週間館外貸出できます(図書と合わせて一人10点まで)。

貸出には、図書館の利用者カードが必要です。

## 3月～4月保健ガイド

### ■健診等

場所:ふれあいセンター等

月 日	事業名	受付時間	対象になるお子さん
3月25日(月)	2ヵ月育児相談	9:30～9:45	H25年1月生
3月27日(水)	2歳健診	13:00～13:15	H22年10月～11月生
4月11日(木)	2歳健診	13:00～13:15	H22年12月～H23年1月生
4月16日(火)	乳児健診	9:15～9:30	H24年5月・6月生、および11月・12月生
4月24日(水)	7ヵ月もぐもぐの日	9:45～10:00	H24年8月～9月生
4月26日(金)	1歳半健診	13:00～13:15	H23年8月～10月11日生
4月30日(火)	2ヵ月育児相談	9:30～9:45	H25年2月

### ■予防接種

月 日	事業名	受付時間	対象になるお子さん
3月22日(金)	三種混合・四種混合・ヒブ・肺炎球菌	13:00～13:30	個別にスケジュールをご案内します

※来年度(4月以降)の日程は、都合により変更となる可能性があります(変更があれば来月号に掲載します)。  
 なお、健診・予防接種の対象となる乳幼児のお子さんをもつご家庭へは、3月下旬をめぐり別途こどもカレンダーを郵送します。  
 予防接種日程等あわせてそちらをご覧ください、ご確認ください。

### ◆無料法律相談

開設日	時間	場所	相談員	お問い合わせ先
4月10日(水)	13:00～15:00	ふれあいセンター2階福祉相談室	福田雅春 弁護士	白馬村社会福祉協議会 72-7230

※予約が必要です。相談時間は30分ですので、相談内容を整理してお越しください。

### ◆心の相談会

開設日	時間	場所	相談員	連絡先
3月26日	10:00～12:00	ふれあいセンター2階福祉相談室	カウンセラー	白馬村役場住民福祉課85-0713(直通)
4月23日	13:00～15:00			

### ■子育て支援ルーム

なかよし広場 時間:9:30～12:00

1歳児の広場	毎週火曜日
0歳児の広場	毎週水曜日
2・3歳児の広場	毎週木曜日

### 自由利用

毎週月曜日	9:30～12:00
	13:30～16:00
毎週火・水・木曜日	13:30～16:00

### 行事日程

月 日	行事名	開始時間
3月18日(月)・19日(火)・21日(木)	自由利用	
3月25日(月)～4月4日(木)	年度末片付け・新年度準備(一時保育・休日保育は行います)	
4月8日(月)	月曜育児相談	10:30～
4月8日(月)～11日(木)・15日(月)	自由利用	
4月15日(月)	おはなし会	11:00～
4月16日(火)～	なかよし広場始まり	
4月22日(月)	月曜育児相談	10:30～

※ご不明な点は、支援ルーム72-3025までお問合せください

### ■休・祝日緊急当番医表

月日	曜日	白馬村・小谷村当番医	大町市内	大北一円	歯科	
			内科・小児科	外科		
3月20日	水	安曇病院白馬診療所	平林医院	狩谷整形外科医院	武田歯科医院	白馬村
3月24日	日	横沢医院	横沢内科医院	栗林医院	西澤歯科医院	大町市
3月31日	日	小谷診療所	野村クリニック	西森整形外科	たけうち歯科医院	大町市
4月7日	日	神城醫院	大町協立診療所	石曾根医院	砂田歯科医院	大町市
4月14日	日	しんたにクリニック	伊東医院	市立大町総合病院	竹内歯科医院	池田町

## 白馬村住民監査請求の監査結果について

平成24年12月14日付で村民の方から住民監査請求書が提出され、白馬村監査委員は監査を実施し、平成25年2月18日付で村長に次のとおり勧告しました。

### ■監査請求の内容

下水道受益者負担金を徴収する職務を怠ったため、時効等により消滅した額、1億971万1526円を徴収不能とし、白馬村に損害を与えたため、平成6年度から平成23年度までの歴代村長、副村長または助役、収入役、下水道事務担当課長に損害賠償請求権を行使することを求める。

### ■監査結果

(判断) 消滅時効を完成させ債権が消滅したことは、下水道担当職員の重大な過失と判断せざるを得ない。また、村長等においてもその職員の怠る事実を阻止すべく指揮監督義務を十分に果たし、注意義務及び回避義務を怠っていなかったとは判断できず、過失があったと判断した。なお、本件監査の対象となる額は、地方自治法の規定による住民監査請求の期間制限の適用を受け、請求の日の前、1年の間に時効消滅した受益者負担金の額と判断した。

(勧告) 受益者負担金の未納については、法令に則り徴収や滞納処分に係る措置を適正に講じられたい。また本件監査の対象となる額は、時効消滅の額と不納欠損処分の額を合わせ、950万2200円と、これに係る延滞金相当額となるが、適正な債権管理をしても徴収不能のものもあり、このすべてを損害額とすることはできないが、民法上の使用者責任、報償責任の考え方や専決の考え方を考慮して、消滅時効が進行しているときに下水道担当課に在籍していた前述の考慮すべき事項から判断して課長と推測される者及び村長、副村長等に対し、村は損害賠償請求権を行使していただきたい。

<お問い合わせ先>

白馬村議会事務局内 白馬村監査委員 電話 85-0725



姉妹都市コーナー

静岡県 河津町



平安時代の仏像を披露

平安時代の仏像24体を収めた「伊豆ならんどの里河津平安の仏像展示館」が2月20日、谷津地区にオープンしました。展示館では、谷津地区にある南禅寺所蔵の仏像を見ることができます。静岡県内最古の仏像である「薬師如来坐像」や東海地方最古の地藏像である「地藏菩薩立像」、体の悪い所を触ると治ると言われ、地元では「おびんずるさま」として信仰されている「僧形坐像」など、県指定有形文化財11体、町指定有形文化財13体の貴重な仏像が展示されています。

和歌山県 太地町



太地こども園の消防訓練を行いました

2月28日(木)、太地こども園で、火災避難訓練及び消火訓練を行いました。  
子どもたちは、先生の言うことをよく聞き、ハンカチを口にあて、姿勢を低くし、迅速に避難していました。また、実際に消防車を使用しての放水も体験しました。  
最後には、消防自動車の見学も行い、子どもたちに消防について知ってもらう良い機会となりました。

有料広告欄

広告募集中

広報はくばおよび白馬村行政公式ホームページに掲載する広告(有料)を募集しています

\*お問い合わせ 白馬村役場総務課

村政情報はホームページでも  
ご覧いただくことができます。

<http://www.vill.hakuba.lg.jp/>

(この広告は白馬村広報等有料広告掲載要綱に基づき掲載しています)

ケーブルテレビ白馬に関するお問い合わせは…

ケーブルテレビ白馬指定管理者：  
株式会社エーアイシーコミュニケーションズ  
受付時間：平日午前8時30分～午後5時30分  
・加入/故障等のお問い合わせは  
TEL 0261-85-0074  
・取材等のお申し込みは  
TEL 0261-85-0116  
※地デジに関するお問い合わせは…  
デジサポナビダイヤル 0570-07-0101  
までお問い合わせください。

認知症の相談窓口

「もしかしたら認知症かな?」と、ご家族やご近所の方で最近様子が変わったと気付いた方は、お気軽にご相談ください。認知症は、早期発見・早期治療が大切です。

白馬村地域包括支援センター  
☎ 72-6667 (直通)



編集後記

「書く」ということ。現代の「書」は遡ること約1,700年前、「書聖」と呼ばれる中国の王羲之(おうぎし)に端を発します。近年、携帯電話やパソコンの急速な普及により手書きによる文章の作成はほぼ皆無に等しいと言えます。「別にペンや筆で書かなくても…」と思われるかもしれませんが実は書くことで書き手の「息づかい」を知ることができることをご存じですか? 特に筆で書くと文字に「抑揚」が生まれます。この抑揚こそその人の「息づかい」そのものなのです。落ち着いているとき、焦っているとき、怒っているとき、楽しいときとそれぞれ自分自身の「息づかい」が違ってきます。「手書きの文字」はまさにそんな息づかいを素直に表現してくれるツールなのです。  
しかしここ数年、携帯電話の普及によって「絵文字」が「息づかい」の代用品になってしまいました。三月別れの季節、遠く離れてしまう方への思いは是非あなたの「息づかい」の聞こえる手書きで感謝や惜別の思いを伝えてみるのもいいですね。

(広報編集委員F)

人口：9,200人 男：4,582人 女：4,618人 3,835世帯  
(平成25年3月1日現在)

※上記の数字には、外国籍の住民・世帯数も含まれています。  
住民基本台帳法の一部が改正されたことにより、外国籍の住民の皆さんも住民基本台帳に登録されることとなりました。(平成24年7月9日改正法施行)